

令和7年2月26日

令和7年度 福島大学次世代研究者挑戦的研究プログラム 募集要項

《本事業の趣旨》

福島大学は、本学における優秀な博士人材の確保とイノベーション創出を担う若手研究者の養成を目的に、福島大学次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下、「SPRING」という）を創設し、支援対象となる学生を募集します。

応募者のうち採択された者（以下、「プログラム生」という）には、研究奨励費（生活費相当額）と研究費を支援するとともに、海外研修や、研究力向上、キャリア開発・育成に係る取組を実施する予定です。

1. 募集人数 5名

2. 応募資格

- (1) 選考対象となる年度の4月1日現在において博士後期課程に在学する者（令和7年度においては、博士後期課程への入学が決まった者を含む）。
- (2) 日本学術振興会の特別研究員又は国費外国人留学制度による支援若しくは本国からの奨学金等の支援を受ける外国人留学生でない者（内定者はこれらを辞退する予定であること）。
- (3) 生活費に係る十分な水準（年額240万円）の給付型奨学金の支給を受けていない者
- (4) 社会人学生（給料、賃金、報酬その他の経常的な収入（年間240万円以上）を得ている者をいう。）でない者
- (5) 福島大学学則（昭和24年6月1日制定）第44条（福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「大学院学則」という）第37条の規定による準用を含む）に定める懲戒（以下「懲戒」という）を受けたことがない者。

3. 支給額

支給額は、研究奨励費と研究費で構成しています。

- (1) 研究奨励費：年額216万円（月18万円）

※当該学生が研究に専念できるよう、生活費相当額として支給

- (2) 研究費：年額30万円

4. 支給期間

研究奨励費と研究費の支給・配分期間は、原則として、令和7年4月から大学院に在籍する期間（標準修業年限内に限る）とします。

5. プログラム生の取消

プログラム生が以下のいずれかに該当した場合は、プログラム生の資格を取り消し、研究奨励費の支給及び研究費の配分を中止します。

- (1) 提出書類に虚偽又は著しい誤りの記載があった場合
- (2) 休学若しくは退学、又は除籍となった場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 学業成績又は性行が不良である場合
- (6) プログラム生の義務の履行が不十分である場合
- (7) 本プログラムによる支援の取消し又は停止を申し出た場合
- (8) 応募資格の要件に該当しなくなった場合
- (9) その他、学長が取り消すべき事由があると判断した場合

なお、休学した場合は、原則、受給資格を喪失しますが、研究再開の見込みがある場合に限り、休学期間中の支給等を一時中断し、復帰後に再開する等の取扱いとする場合があります。

6. 選考方法

書類審査及び面接審査により選考します。他分野の方に自身の研究を説明する能力と学位取得後のキャリア計画により審査します。

7. プログラム生の義務

プログラム生には、本学が定める研究倫理教育を履修した上で、研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、学位取得後のキャリアパス形成のために次の事項を履行する義務があります。詳細は、選考決定後に別途案内します。

- (1) 毎年度の研究計画を提出し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 年度ごとの研究進捗報告書（指定様式）の提出
- (3) 研究力向上・キャリアパス支援に関する企画への参加
- (4) 修了後のキャリアに関する追跡調査をはじめ、各種調査への協力（調査結果は科学技術振興機構（JST）の求めに応じ提供します）

8. 申請方法

(1) 申請書類提出先

申請書類等を E-mail へ添付のうえ、下記まで送付してください。

共生システム理工学類支援室 E-mail kyosei@adb.fukushima-u.ac.jp

(2) 申請書類等

提出書類等	注意事項
参加申請書	本研究科所定の参加申請書に必要事項を記入してください。
研究計画書	研究テーマまたは分野について、研究計画書に記載の指示に従って記入してください。
推薦書	現在の指導教員の推薦書（日本語あるいは英語）
最終学歴成績証明書	最終学歴の成績証明書（日本語あるいは英語）

※申請にあたっての留意事項

- ① 申請書類等に不備がある場合には受理しませんので、記載事項に記入漏れ、誤記のないよう十分注意してください。
- ② 受理した申請書類等の返還及び記載事項の変更は認めません。
- ③ 申請書類等に虚偽があった場合は、採用後でも当事業への参加を取り消すことがあります。
- ④ 申請後、参加申込書に記載の「本人が諸通知を受ける場所」に変更があった場合は速やかに連絡してください。
- ⑤ 申請書類等にある研究計画書について、本研究科所定の用紙と様式が合致するようであれば、文書作成ソフト等を使用しても差し支えありません。

9. 応募締切及び選考結果

令和7年3月10日（月）正午【厳守】

書面審査の結果は、本人宛に通知します。その際、書面審査通過者には、面接審査の詳細をお知らせします。面接審査は3月下旬を予定しています。面接審査（最終審査）の結果は、3月中旬～下旬に本人宛に通知します。

なお、採否理由などの問合せには一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 申請に当たって知り得た個人情報は、選考、各種コンテンツの実施、追跡調査及びその他の本プログラムに関する業務を遂行するために利用します。
- (2) プログラム生に採択された方は、本学のホームページでその所属及び氏名を公表します。
- (3) 科学技術振興機構（JST）が、選抜学生に対し直接行うモニタリング調査のため、JST に対し氏名及びメールアドレスを提供します。

11. その他留意事項

(1) 対象者と本学との間に雇用関係はありませんが、研究奨励費は、税法上雑所得として扱われ課税の対象となります。そのため、確定申告が必要となります。

(2) 研究費については、大学の管理下（指導教員の下）で適切に使用していただきます。

12. 応募に関する問合せ

共生システム理工学類支援室

TEL 024-548-5213 / E-mail kyosei@adb.fukushima-u.ac.jp

<福島大学次世代研究者挑戦的研究プログラムによる支援の概要>

1. プログラム生への支援

(1) 研究奨励費（生活費相当額）

- ・生活費相当の研究奨励費として、入学から最大3年間、月額18万円を支給します。
- ・標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別事情を確認して判断します。
- ・研究奨励費の決定又は取消時期に応じて減額することがあります。
- ・研究奨励費は、雑所得として課税対象となり、自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。また、扶養義務者（親等）の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究奨励費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

(2) 研究費

研究費として、決定年度以降、入学から3年を上限として、年額30万円を配分します。

(3) 留意事項

留学生等は、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究奨励費及び研究費の支給を開始します（未入国期間に遡っての支給は行いません）。

なお、採択した当初の支援開始時期から6か月以内に入国できない場合は、原則として、採択を取り消します。

2. 研究奨励費・研究費の返還

プログラム生を取り消した場合で、研究奨励費を超過して支給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

3. その他

研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与等を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。ただし、一定の収入（年間240万円以上）があると認められる場合は、採択が取り消されます。